

インドネシアの外国人雇用に関する新規制

一就労許可取得や現地労働者雇用割合への影響ー

執筆者:町田憲昭、吉本智郎、Ikang Dharyanto

2015 年 6 月 29 日、労働省大臣(Minister of Manpower)は、新たに、外国人労働者 「活用の手続に関するインドネシア労働大臣 規則 2015 年 16 号(以下「新大臣規則 16 号」といいます。)を発令しました。これにより、従前の 2013 年規則 12 号(以下「旧規則」 といいます。)は廃止されました。新大臣規則 16 号により、非居住取締役等の就労許可取得義務、外国人労働者に対するインドネシア人労働者の雇用人数の割合等、旧規則においては明確ではなかった点の明確化が図られ、インドネシアに進出する日系企業への実務上の影響は少なくないと考えられますので、以下その内容について概説します。

なお、旧規則同様、新大臣規則 16 号は、インドネシア域内において、雇用者が外国人労働者(Pemberi Kerja: TKA)を活用するための手続、より具体的には、雇用者による外国人雇用計画書(Rencana Memperkerjakan Tenaga Kerja Asing: RPTKA)及び外国人就労許可(Izin Memperkerjakan Tenaga Kerja Asing: IMTA)の取得に関する手続を定めています。

1. 主要な変更点

(1) インドネシア非居住者である取締役及びコミサリス等に対する外国人就労許可(*Izin Memperkerjakan Tenaga Kerja Asing*: **IMTA**)

さらに、インドネシア国外に居住する外国人の取締役若しくはコミサリス等(以下、併せて「非居住取締役等」といいます。)についても、外国人就労許可が必要とされる旨を明記しました。

外国人労働者とは、インドネシア域内において労働するための査証を有する外国人と定義されます。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

(2) 外国人労働者とインドネシア人労働者の割合

新大臣規則 16 号は、1 人の外国人労働者を雇用する外国人労働者雇用者 ²は、当該 1 名について、インドネシア人労働者を 少なくとも 10 名以上雇用しなければならないと明記しました。このような外国人とインドネシア人の労働者比率については、従前、不文のポリシーとして外国人 1 名に対し、インドネシア人 3 名ないし 4 名程度の比率が求められていたものの、今般、これが 明文化され、かつ、1:10 まで比率が上げられたものです。

但し、新大臣規則 16 号第 3 条 2 項の定めにより、上記 1:10 の比率の義務は、以下のいずれかに該当する外国人には適用されません。

- a. インドネシアの会社の取締役又はコミサリス等
- b. 「緊急かつ差し迫った(emergency and urgent)」³性質の業務のために雇用される外国人労働者
- c. 一時的業務 ⁴のために雇用される外国人労働者
- d. エンターテイメント(impresariat)サービス onために雇用される外国人労働者

(3) 外国人労働者雇用の禁止

また、従来の民事連合(civil association)、合名会社(firm)及び有限会社(limited partnership)に加え、新たに協会(Association – *Usaha Bersama*: **UB**)及び協同組合形態(Cooperative)の外国人労働者雇用者にも、現行の法規により認められる場合を除いては、外国人労働者を雇用することが禁じられることを明確にしました。

(4) 外国人雇用計画書(Rencana Memperkerjakan Tenaga Kerja Asing: RPTKA)及び外国人就労許可に関する変更

一般に、外国人労働者の雇用を検討する外国人労働者雇用者は、労働省大臣又はその指名を受けた公務員が承認する外国人雇用計画書を保有することが義務付けられています。外国人雇用計画書は、外国人就労許可の交付の前提とされています。新大臣規則 16 号は、一時的業務のための外国人雇用計画書の承認及び外国人就労許可が必要とされる場合として、以下のような活動を明記しています。もっとも、講演の実施等は、入国管理法の解説において到着ビザ(VOA)でも行える事項と説明されており、以下に列挙されるいずれかの事項を行う場合に必ず一時的な外国人雇用計画書が必要となるか明確ではありません。

- a. 製品品質とデザインの向上に向けた革新的産業技術の実施及び開発、並びにインドネシア製品及びサービスの海外での販売協力のためのガイダンス、カウンセリング及びトレーニングの提供
- b. 管轄当局の許可を得た商業目的でのフィルム製作
- c. 講演の実施
- d. インドネシアにある本社又は駐在員事務所との会議への参加
- e. インドネシアにある支社の監査、品質管理又は検査の実施
- f. 外国人労働者の試用
- g. 単発の業務
- h. 機械・電気の据付、販売後のアフターサービス又は試験販売中の製品に関連する業務

² 外国人労働者雇用者とは、外国人労働者を雇用し、給与又はその他の形態の報酬を支払う法人又はその他の機関と定義されます。

[「]緊急かつ差し迫った」業務とは、即時の対応を要する業務で、それを行わない場合、会社及び公衆にとって重大な損失につながり得るものと定義されます。

⁴ 一時的業務とは、短期間に完了することのできる業務として定義されます。

⁵ Impresariat(インドネシア語)サービスとは、基本的に、エンターテイメントサービスを意味します(例えば、芸術やスポーツの分野で外国人労働者を一時的に往来させるもの等。)。

(5) 外国人労働者に必要とされる要件

新大臣規則 16 号は、外国人労働者雇用者が雇用を検討する外国人労働者について、以下のいずれの要件も満たしていることを要求しています。なお、新大臣規則 16 号において、インドネシア語でのコミュニケーション能力の要件が除外されています。

- a. 当該外国人労働者が就労する予定の職に応じた学歴を有していること
- b. 当該外国人労働者が就労する予定の職に応じた能力の認証を受けているか又はその分野で少なくとも5年の職歴を有していること
- c. 当該外国人労働者が、同僚のインドネシア人労働者に対し、自身の専門的技能を移転することを表明する文書(将来、訓練及び教育実施の報告書による証明対象となる)を作成すること
- d. 当該外国人労働者が 6 ヶ月を超えて労働している場合には、納税者番号を取得していること
- e. インドネシアの保険会社の保険に加入していることの証書を提示できること
- f. 当該外国人労働者が 6ヶ月を超えてインドネシアで労働している場合には、国家社会保障制度(SJSN)に加入していること

但し、新大臣規則 16 号は、上記の要件に関して、以下の例外規定を設けています。

- ・ 上記 a、b 及び c 号の要件は、インドネシアの会社の取締役又はコミサリス等には適用されない
- ・ 上記いずれの要件も、「緊急かつ差し迫った」性質の業務のために雇用された外国人労働者には適用されない
- ・ 上記 a、b、c、d 及び f 号の要件は、一時的業務及びエンターテイメントサービスのために雇用される外国人労働者には適用されない

2. 新大臣規則 16 号施行までの移行期間

通常、新たな規制が導入されるにあたっては、施行までの移行期間(必要な対応を行うための猶予期間)が設けられますが、今回の新大臣規則 16 号には、そういった移行期間は設けられておらず、その制定日である 2015 年 6 月 29 日から施行されています。

3. 新大臣規則 16号の運用

上記のとおり、新大臣規則 16 号は、旧規則の下では必ずしも明確ではなかった論点について、明確にしようとするものとなっています。また、外国人労働者の雇用に関して重要な影響を及ぼす可能性のある複数の新規定を導入するものです。特に、非居住者取締役等の外国人就労許可取得義務について、実際の手続きとしてどのように実施されるのかも、企業にとって影響の大きい関心事となります。

この点、インドネシアの規則には往々にして見られる傾向ですが、新大臣規則 16 号自体では、その実施の具体的方針は十分には明示されていないため、今後、労働省が、独自かつ不文のポリシーをもって、その運用の方針とすることも予想されます。

上記のとおり、新大臣規則 16 号は、多くの企業のこれまでの人的組織構成やその配置に大きな影響を及ぼし得るものであり、 今後の当局による運用、解釈の動向に引き続き注意する必要があると思われます。



まちだ のりあき 町田 憲昭

西村あさひ法律事務所 ジャカルタ事務所* 弁護士

*提携事務所

n_machida@jurists.co.jp



インドネシアを中心とする東南アジア案件を手がける。現地駐在経験に基づき、新規進出、現地企業との合弁、現地 企業の買収、現地進出後の法務問題等に関してアドバイスを行う。その他一般企業法務、国内外の M&A、海外進 出案件等を担当。インドネシアの Rosetini & Partners に出向中。



ましもと ともろう 吉本 智郎

西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 弁護士

t_yoshimoto@jurists.co.jp

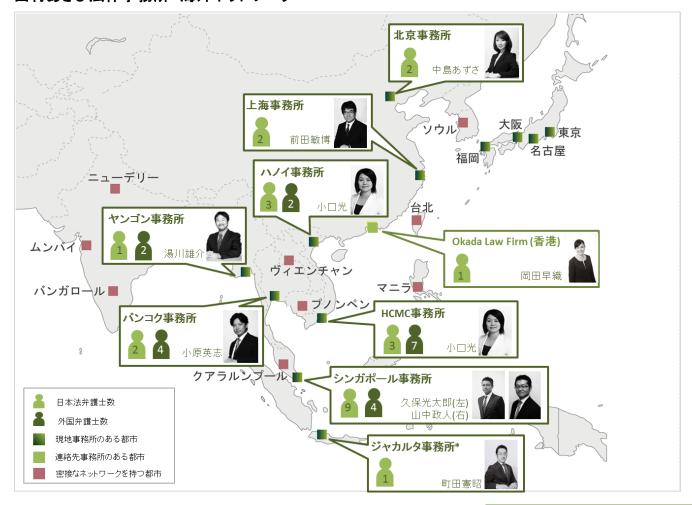
2007 年弁護士登録。2014 年 4 月よりシンガポール事務所に赴任。シンガポール、インドネシア、マレーシアを中心と した東南アジア諸国の M&A、JV、国際商事案件一般、一般企業法務に多く携わり、また、同地域の紛争案件も担



イカング ダーヤント 西村あさひ法律事務所 シンガポール事務所 フォーリン・アトーニー Ikang Dharyanto ikang.dharyanto@juristsoverseas.com

2010 年インドネシア弁護士登録。ジャカルタの Hadiputranto Hadinoto & Partners 法律事務所及び PT Grand Indonesia を経て西村あさひ法律事務所シンガポール事務所勤務。インドネシアにおける外国企業の投資、ジョイント ベンチャー、M&A、会社法全般、危機管理等を専門とする。

西村あさひ法律事務所 海外ネットワーク



バンコク事務所

Tel: +66-2-168-8228

E-mail: info_bangkok@juristsoverseas.com

小原英志(代表)、下向智子 ジラポン・スリワット、アティターンポーン・ ウワンノ、トモヨシ・ジャイオブオーム アピンヤー・サーンティカセーム

北京事務所

Tel: +86-10-8588-8600

E-mail: info@juristsoverseas.cn

中島あずさ(首席代表)、大石和也(代表)

上海事務所

Tel: +86-21-6171-3748

E-mail: info_shanghai@juristsoverseas.cn

前田敏博(首席代表)、野村高志(代表)

ハノイ事務所

Tel: +84-4-3946-0870

E-mail: info_hanoi@juristsoverseas.com

小口光(代表)、武藤司郎 廣澤太郎 グエン・テイ・タン・フォン ブイ・ヴァン・クワン

ホーチミン事務所

Tel: +84-8-3821-4432

E-mail: info_hcmc@juristsoverseas.com

小口光(代表)、大矢和秀、平松哲 ヴ・レ・バン、ハー・ホアン・ロック チョン・フゥ・グー、マイ・ティ・ゴック・アン カオ・チャン・ギア、ファン・ティー・ビック・フィン マリア・グレンダ・ラミレス

ジャカルタ事務所*

*提携事務所

Tel: +62-21-2933-3617

E-mail: info_jakarta@juristsoverseas.com

町田憲昭

シンガポール事務所

Tel: +65-6922-7670

E-mail: singapore@juristsoverseas.com

久保光太郎(共同代表)、山中政人(共同代表) 佐藤正孝、宇野伸太郎、内藤雅子、仮屋真人、煎田勇二 眞榮城大介、吉本智郎、イカング・ダーヤント、シャロン・リム ディーパク・シンマー、メリッサ・タン・スー・イン

ヤンゴン事務所

Tel: +95-(0)1-382632 E-mail: info_yangon@juristsoverseas.com

湯川雄介(代表)、チー・チャン・ニェイン

Okada Law Firm (香港) Tel: 080-9042-4590

1el: 080-9042-4590 F-mail: s_okada@inrists.co.ir

岡田早織(代表)

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

スェー・イエ・ミィン・ミャッ